

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 2 月 26 日

京都府立向日が丘支援学校
校 長 飯 田 英 美 子

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
京都府立向日が丘支援学校マイクロバス賃貸借業務
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 業務期間
令和 7 年 4 月 7 日から令和 8 年 3 月 19 日まで ※ただし、学校休業期間を除く。
4 月 7 日～7 月 18 日 8 月 25 日～12 月 19 日 1 月 7 日～3 月 19 日
合計 292 日
- (4) 納車場所
京都府立向日が丘支援学校（京都府長岡京市今里南平尾 8－1）

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒617-0814 京都府長岡京市今里南平尾 8－1
京都府立向日が丘支援学校事務部 電話番号（075）951-8361
- (2) 入札説明書及び仕様書の入手方法
ア 原則として、本公告に示す入札参加資格審査の受付期間までに、本校ホームページからダウンロードすること。
イ 窓口配布を希望する場合は、本公告に示す入札参加資格審査の受付期間までに、契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の 1 月 1 日をいう。以下同じ。）において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、更生計画の承認がなされていないもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の許可がなされていないもの。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下

「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者

- (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 一般競争入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

また、既に「京都府立特別支援学校マイクロバス貸借業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿」に登載されている者が、今回の一般競争入札に参加を希望する場合は、2の(1)に示す場所へ一般競争入札参加希望報告書を提出すること。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

令和7年2月26日(水)から令和7年3月5日(水)までの間

イ 交付方法

(ア) 原則として、京都府教育庁管理部管理課ホームページからダウンロードすること。

(イ) 窓口交付を希望する場合は、交付期間中(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和7年2月26日(水)から令和7年3月5日(水)までの間とする(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)

イ 提出場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育庁管理部管理課
電話番号 (075)414-5768

ウ 提出方法

原則として提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。

やむをえず、郵送により提出する場合は書留郵便で送付すること(アの提出期間内に必着のこと)。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府競争入札参加者の資格を有する者については、「京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写し」及びエ・カ・キを提出する。

ア 法人にあっては商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する

登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 審査基準日の直前の2営業年度に係る営業経歴書及び営業実績調書

オ 法人にあつては審査基準日の直前の営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書

カ 取引使用印鑑届

キ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

ク 誓約書

(4) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(6) その他

提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立特別支援学校マイクロバス貸借業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和8年1月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名

(5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(1)のアからカまでのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると、教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

- オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、当該資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に内容が粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
- カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等
- ア 日時
令和7年3月12日(水) 午後1時45分
- イ 場所
京都府立宇治支援学校 教育相談室（京都府宇治市広野町丸山10）
- (2) 入札の方法
入札書は持参するものとし、郵送及び電送による入札は認めない。
- (3) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札の無効
次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 委任状を持参しない代理人のした入札
- エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者のした入札
- オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札
- カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

- キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- ク その他入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本件入札に係る落札者の決定は、令和 7 年度予算の京都府議会の議決を条件とし、令和 7 年 4 月 1 日付けで行うこととする。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

免除する。

15 その他

(1) この入札の実施については、1 から 14 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 本件入札に係る令和 7 年度予算が京都府議会において議決されない場合は、本件入札は、執行しなかったものとする。ただし、本件入札手續における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

(3) 詳細は、入札説明書による。